

安定した生活と安心できる子育て環境を

第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画を策定

第1次計画の評価とひとり親家庭の今後の課題

統計データで見る現状、面接調査による生活実態を分析した結果、第1次計画のときと同様に、次の5つの課題があることが分かりました。

課題1 自立を図るための就労支援

年間の世帯収入では「300万円以上」の世帯が全体の55.9%で、就労収入は「200万円未満」が全体の約半数となっており、同居している祖父母の収入に依存している状況がうかがえます。

課題2 安心して子育てしながら生活できる環境づくり

20歳代および30歳代前半でひとり親家庭になることが多く、全体の67.6%が乳幼児を抱えています。

課題3 就労収入を補う経済的支援の推進

ひとり親家庭等で最も困っていることは「家計」で、全体の51.9%でした。一方で「母子及び父子並びに寡婦福祉資金制度」などの経済的支援は、認知度・利用状況とも低い状況となっています。

課題4 子どもが低年齢で、ひとり親になった世帯への対応

小中学校、高等学校のいずれかの時期に「学習支援」を必要とする人は全体の44.2%でした。経済的な面で進学ができない、専門的な技術を身につけることができない結果、就職も思うようにできないという「貧困の連鎖」への不安があります。

課題5 地域で孤立しない環境づくり

困ったときの相談先は、「親族」「知人・隣人」に偏っています。また、ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供や問題解決のための助言を行う「母子・父子自立支援員」は、75.3%が「知らない」と答えています。
⇒妊娠期から子育て期にわたるまでの多様な子育て支援を実施する「切れ目のない支援体制」が必要

ひとり親家庭等に対する基本目標

- 1 就労支援の推進
- 2 子育て・生活支援の推進
- 3 経済的支援の推進
- 4 相談支援体制・情報提供の整備

未来へつなぐ 子育てのまち鳩山 を目指して

第2次計画の策定にあたり実施した生活実態調査から見えた課題(3ページ参照)を踏まえ、第2次計画では、上記の4つの基本目標を設定し、各種施策を推進します。

自立、子育て、生活支援

ひとり親家庭等が安定した収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、

県や関係機関と連携しながら、職業能力の向上や職業紹介など、より良い雇用条件で就業できる就業支援体制を整備します。

また、安心して子育てや家事と仕事の両立ができるよう、保育所や学童保育の優先的利用、子育て支援サービスの提供、生活の場の確保を図ります。さらに、町民、行政、関係機関等が連携し、妊娠期から子育て期にわ

生活の安定のため、児童扶養手当や貸付制度などの経済的支援と、医療費の助成など経済的負担の軽減を図ります。

また、身近な相談支援や、悩みごとや困りごとに関する相談支援体制を整備し、情報の提供と合わせ、それぞれのニーズに合った支援を行います。

経済的支援と相談支援

子育て支援センターに併設して「子育て世代包括支援センター」を設置し、「切れ目のない支援体制」を整備します。

5月5日～11日は、子どもの健やかな成長について国民全体で考える「児童福祉週間」です。子どもにも、さまざまな境遇の家庭があり、ひとり親家庭もその一つです。

町では、平成24年3月に「鳩山町ひとり親家庭等支援計画」(以下、「第1次計画」と呼びます)を策定し、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、就労支援や子育て・生活支援などの施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

しかし、ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しく、多くの方が就労・育児・生活面などで、さまざまな悩みや不安を抱えています。

そうした中、町では平成28年8月にひとり親家庭等の生活実態調査を実施。その結果と、これまでの取り組みの検証を踏まえ、平成29年3月に「第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画」を策定しました。

今月号では、その計画の概要をお伝えします。
問合せ：役場健康福祉課 子育て支援担当 ☎ 296-1241

ご存知ですか？

母子及び父子並びに寡婦福祉資金制度

就学支度や修業、技法習得、就職、医療介護、生活維持、住宅資金、結婚などの際に必要な資金をお貸しする制度です。

問合せ：西部福祉事務所(坂戸市石井 2327-1)
☎ 049-283-6800

母子・父子自立支援員

生活一般の相談に応じ、経済・教育など諸問題の解決を助け、その自立に必要なアドバイスを行う専門員です。

アサポート相談支援センター(生活困窮者自立支援制度)

暮らしに困っている方に、自立相談支援、住居確保給付金、就労支援、家計相談を行っています。
問合せ：アサポート相談支援センター埼玉西部毛呂山出張所 ☎ 080-2274-1445

保護者負担が更に軽減されました

低所得世帯・多子世帯等の経済的負担を軽減するため、利用者負担の上限額に係る特例措置が拡充されました。それに伴い、平成29年度の鳩山町保育料徴収基準額を右表のとおり改正し、減額しました。

問合せ：役場健康福祉課 子育て支援担当 ☎ 296-1241

鳩山町保育料徴収基準額(月額)の改正概要	
年収約360万円未満相当世帯の1号認定(教育認定)	ひとり親世帯・障害者(児)のいる世帯等：7,550円▶3,000円
一般：16,100円▶14,100円	
2・3号認定(保育認定)の一部 ※ひとり親世帯等のみ	3,500円～13,250円▶2,650円～7,050円(年収に応じて)
市町村民税非課税世帯の第2子以降(1号～3号認定)	一般：1,500円～3,000円▶0円(無償化)
	※ひとり親世帯等は改正前から0円

